

新型コロナウイルス感染症に伴う 更なる地域経済対策に向けた緊急提言

新型コロナウイルスの感染者数はようやく減少の兆しを見せ、5月25日、国は全都道府県の緊急事態宣言の解除を行ったものの、宿泊・旅行業、飲食業をはじめとしたサービス業を中心に消費が著しく減退し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減による販売や生産の落ち込みなど、波及的効果も影響して様々な業種に極めて深刻な経済的影響が発生している。労働者の収入減や、有効求人倍率の低下、失業率の増加など、さらなる消費停滞の悪化スパイラルが現実化しており、事業と雇用を守るための速やかな事業者支援は喫緊の課題である。また、今後は、感染の防止を徹底しつつ早期のV字回復を目指し、観光・飲食・イベントなど大幅に落ち込んだ消費の徹底した需要喚起を図らなければならない。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して感染拡大防止を図りながら経済と日常生活の復活を目指す新たな闘いが始まる。社会全体で「新しい生活様式」を取り入れ、既成概念にとらわれず「ピンチをチャンス」に変えて、「コロナに負けない」新たな日本を築くため、これまでの働き方を大きく変え、労働生産性を上げていかなければならない。

さらには、将来にわたって他の先進国との競争力を維持していくため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化や、新しいビジネスモデルの創発も積極的に推進することが不可欠であり、そのための既存の法律・制度の大胆な規制緩和も必要である。

ついでに、次の項目を踏まえ、大きな影響を受け続けている中小企業・小規模企業、農林漁業者などへの更なる支援を重点的に行うことを強く求める。

1. 経済・社会活動の回復に向けたコロナ対策の徹底について

緊急事態宣言解除後においては、医療体制を十分確保しながら、感染拡大防止の徹底を図るとともに、経済・社会活動の回復をバランスよく両立させていかなければならない。そのためには、国民の感染への理解を深め不安を除くことが重要であり、PCR検査体制をさらに充実させ、検査実施件数を大規模に増やし、その対象も拡大することにより、早期に感染者を発見、接触者を徹底的に調査して感染を囲い込むなど、積極的感染拡大防止戦略への転換を図ること。

2. 事業継続・雇用維持について

- (1) 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念され、地域経済を支える企業の事業継続を維持する必要があることから、融資上限の引き上げや無利子期間の延長、人員などの体制強化や審査の簡略化など支援制度の更なる拡充を講じるとともに、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償について、財政措置を行うこと。また、国に先行して実施した制度融資に係る利子及び保証料の補給についても、国の補助対象とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者に対して、今後の雇用情勢に鑑み、雇用機会を緊急に創出するなどの雇用対策を実施する必要がある場合には、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、リーマンショック時に設けられた雇用創出基金を創設すること。
- (3) 持続化給付金については、
 - ・ 総額を増額させ、売上げ・支給要件の緩和や事業所単位での支給を行うこと。
 - ・ 中小法人等と同等の任意団体やフリーランスなど対象者の大幅な拡充を図ること。
 - ・ コールセンター等の相談体制及びオンライン以外の手続きも含めて受付体制を充実させること。特にオンライン以外の受付体制の整備にあたっては、都市部だけでなく中山間地に所在する事業者にも利用しやすい体制とすること。
 - ・ 大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度となるよう複数回支給すること。
 - ・ 就労継続支援事業所の運営法人に対しては、持続化給付金の算定基準となる事業収入に自立支援給付費（訓練等給付費）を含めないこと。
 - ・ 創業間もない事業者への支給額の増額や早期の支給を行うこと。
- (4) 一定規模以上の中堅企業については、持続化給付金等の支援策ではその規模から事業継続が困難になるケースも考えられることから、資本金の出資など、支援策の充実を図ること。

- (5) 雇用調整助成金については、助成の対象である休業手当に関する制度をはじめ、制度全般の理解促進を図るとともに、速やかに事業者に支給できるよう持続化給付金のような定額支給を導入することや、申請手続きの更なる改善、上限額や助成率の引上げ、対応期間の延長、申請窓口の体制強化を図ること。
- また、上限額引上げ後は、従来の上限額8,330円との差額について遡及給付を行うこと。
- (6) 国で検討されている休業者に対して直接給付金を支給する制度について、迅速な支援を行うため、早期に創設するとともに、制度の詳細を示すこと。
- (7) 地域企業再起支援事業については、事業実施主体への自己負担の義務要件を外すとともに、自己負担分に対する市町村の継ぎ足しを可能とするなど、地域の実情に合わせた対応ができるようにすること。
- (8) 収入が減少した事業者にとって、家賃や卸売り市場の施設使用料、固定資産税などは固定費として大きな負担であり、特に売り上げ規模に対し、設備負担の大きな事業者等の事業継続の障壁となっていることから、業種や賃貸・所有を問わず影響を受ける事業者を対象に、固定費負担を軽減するための給付金などの支援制度を早急に創設すること。
- (9) 入国拒否等の措置による労働力不足対策として、国内に在留する外国人技能実習生が特定技能1号へ円滑に移行できるよう、雇用者が行う住居確保のための建・改築費や賃貸費、在留資格変更手続きにかかる行政書士等への依頼料の負担の軽減等を図ること。また、一時帰国中の外国人技能実習生について日本への入国制限が措置されている場合は、その間の社会保険料を全額免除とすること。

3. 農林水産業への支援について

- (1) 肉用牛、花卉、魚介類などの品目を中心に急激に価格が低下しており、生産者の経営が悪化している状況を踏まえ、国として需要喚起に向けた取組を積極的に進めるとともに、肉牛用経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の補てん割合の拡充や加工品を含めた全国的な消費宣伝対策の実施など、生産者及び加工者に対して事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うこと。

- (2) 農林水産物価格の大幅な下落等の影響を受け、経営が悪化した農林水産業者に対して、借入金の償還期間の延長等の支援措置を講じること。また、農業者の収入減少を補填する収入保険制度について、現在、青色申告による収入金額を求められている5年間を短縮して多様な生産者の加入を誘導するとともに、令和3年の基準収入の算定にあたって、令和2年分の収入に「収入上昇特例」を適用するなどの弾力的運用を図ること。あわせて、漁業共済制度については、落ち込んだ令和2年度分の生産金額・漁獲金額を除外するなど、共済限度額の算定にあたり弾力的運用を図ること。
- (3) 輸入に頼っている肥料、農薬、種苗、飼料等の農業用資材の確保が困難となり、在庫不足による価格上昇が想定されるため、原料調達先について既存のルート以外の検討を行うとともに、安定的な供給に向けた国内生産力の強化などの支援を行うこと。
- (4) 木材需要の低下による素材の受け入れ制限など、林業事業者の経営継続に影響が生じてきていることから、原木保管や輸送費用の支援、素材価格の安定化など素材生産業の継続を支援するとともに、公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化の推進などの木材需要の拡大を図ること。
- (5) 酒類の需要減に伴い、酒造好適米やワイン用ぶどう等の購入量が減少することが見込まれることから、例えば、醸造用玄米を水田活用の直接支払い交付金の加工用米及び新規需要米の対象とするなど他用途への変更など需給の安定に対する取組を支援するとともに、変更に伴う価格差への支援などを講じること。さらに、引き続き、酒類の国内消費拡大対策や海外への輸出促進対策等により需要喚起を行い、農家の経営安定化策を講じること。
- (6) 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた対策を講じること。
- (7) 農林水産物の輸送にあたり、航空便の大幅な減少により高騰した航空運賃を販売価格に転嫁せざるを得ない状況が起き、販売に支障が生じていることから、輸送にかかる増嵩経費を支援するなどの支援施策を講じること。
- また、毀損した輸出商流の早期回復を図るとともに、需要回復時の輸出拡大に向けた対策等を講じること。
- (8) 果実に関する政府の価格安定制度がないため、果実価格の下落はそのまま農業者の収入減少となり、再生産の確保が困難になることが危惧されることから、果実の緊急価格安定対策を講じること。

- (9) 国産農林水産物等販売促進緊急対策について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンド需要の減少によって影響を受けた水産物に限定するのではなく、同感染症によって消費減退の影響を受けている全ての水産物を対象とすること。

4. V字回復に向けて

- (1) 「新しいビジネスモデル」や「新しい生活様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や就職支援など、引き続き積極的に支援を行うこと。
- (2) アフターコロナの「新しい生活様式」へ対応するため、このたび取組が進んだオンライン授業やテレワーク、規制緩和が進んだオンライン診療などの導入をさらに全国に普及させるべく、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、判子文化を見直し電子署名を可能とするなどの規制改革を進め、デジタルトランスフォーメーション（DX）を本格的に加速すること。
- (3) DXの本格的な加速に必要な第5世代移動通信システム（5G）について、早期の整備を促進すること。また、5Gの基地局整備は、都市部に集中している状況であり、今後、収益性の高い都市部で先行して、地方が後回しになることのないよう、都市と地方の共生に向け、5G基地局設置の前提となる光ファイバ網の整備について、大都市以外の地域への国庫補助事業の拡充や、自治体負担への地方財政措置など、万全な対策を講じること。
- (4) 組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどの雇用関係によらない働き方や、テレワークを活用したワーケーション、店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネスモデルを進めるため、働き手が円滑に働くための環境整備を進めるとともに、必要な労働法制や社会保障制度の改正を検討すること。
- (5) 「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の制度設計に当たっては、自然災害や今回のような感染症などのリスクを大きく分散し、サプライチェーンの多元化が図られるよう配慮すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、観光関連産業や飲食・サービス業等では、観光客の減少やキャンセルが相次ぐことによる減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、中小企業・小規模企業者への支援や雇用対策等に努めること。

また、外国人観光客の不安解消のため、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、外国語対応を含めて迅速に分かりやすく提供するとともに、多言語による相談体制の強化等にも努めること。

さらに、感染が一定程度収束した段階においては、宿泊や各種交通機関の利用に伴う経費の補助を含む、例えば「ふっこう割」のような制度の創設や高速道路料金の無料化・低廉化など、国内外からの観光需要回復を図るための措置を大胆かつ迅速に講ずること。

その際、全国各地で感染拡大による被害が発生していることを踏まえ、補助等の支援の効果が特定の地域に集中し、必要な地域に行き渡らないことのないよう、制度設計に配慮すること。

- (7) 「Go To Eat キャンペーン」の実施にあたっては、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が大きな負担とならないよう運営会社に働きかけること。

令和2年5月25日

全国知事会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 農林商工常任委員会委員長
広島県知事 湯崎 英彦